

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成3年9月は26万円、同年10月から5年7月までは28万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年8月26日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、自身の記憶する給与額と相違していることが分かった。

平成5年の初め頃から給与の遅配があり、会社の経営状態は悪くなってきたように思えたので、同年8月末頃に同僚数名と一緒にA社を退職した。

申立期間当時の給与明細書等は所持していないが、給与支給額が大幅に下がった記憶は無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年9月は26万円、同年10月から5年7月までは28万円とされていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年8月26日より後の同年10月7日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間中にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる被保険者5人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、4人については申立人と同様に、平成5年10月7日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事

業主が当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額記録から、平成3年9月は26万円、同年10月から5年7月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成18年1月1日から同年2月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を23万円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年4月2日まで
② 平成16年12月24日
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月22日

年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額となっていた上、申立期間②から④までの標準賞与額に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①の給与支給明細書及び申立期間②から④までの賞与支給明細書を全て所持しているので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立て

ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する同年1月の給与支給明細書において確認できる報酬月額から、34万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年4月2日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書から、事業主から支給された報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が所持する賞与支給明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を、申立期間②は23万円、申立期間③は15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間④については、申立人が所持する平成17年12月の賞与支給明細書において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されている

ことが確認できないことから、申立人が、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 25 年 7 月から 36 年 3 月までの国民年金保険料及び 45 年 10 月から 52 年 7 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 7 月から 36 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 52 年 7 月まで

私の姉は、私が 30 歳くらいのときに、一緒に行ってくれた A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で、40 年間国民年金保険料を納付する必要があると言われたことから、私の国民年金の加入手続きを行い、10 年分の保険料をまとめて納付してくれた。

また、私は、保険料を納付していた A 市役所で付加保険料の説明を受け、制度が始まった昭和 45 年 10 月から納付してきた。

申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が 30 歳くらい（昭和 35 年頃）のときに、姉が国民年金の加入手続きを行ってくれ、D 町役場（現在は、B 市 E 区役所）から受け取ったメモにも「昭和 35 年 10 月 1 日加入」と記載されていると主張しているが、当該メモに記載されている加入日は、被保険者の資格取得日と考えられ、加入手続きが行われた時期にかかわらず、本来加入すべき最初の日まで遡るものであること、申立人が所持する国民年金手帳には昭和 48 年 11 月 1 日に発行されたことが記載されており、A 市役所作成の国民年金被保険者名簿には、申立人の手帳交付が同年 11 月と記載されていることから、申立人の

姉が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは同年 11 月頃であると考えられる。

さらに、申立人は、40 年間保険料を納付する必要があると言われ、姉が 10 年分の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の生年月日による加入可能年数は 29 年である上、当該期間は国民年金制度発足前であり、保険料の徴収が開始される前の昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの準備期間を含む全ての期間において、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、特殊台帳及び A 市役所作成の被保険者名簿において、申立人は、昭和 50 年 12 月 23 日に当時実施されていた第 2 回特例納付により、36 年 4 月から 48 年 3 月まで（12 年間）の保険料を遡って納付していることが確認でき、加入手続を行った後に姉が 10 年分の保険料をまとめて納付してくれたとする記憶とおおむね整合すること、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、制度発足時の昭和 45 年 10 月から付加保険料を納付してきたと主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は 48 年 11 月頃と考えられること、特殊台帳及び上記被保険者名簿には、付加保険料の納付申出が当該期間直後の 52 年 8 月と記載されており、それ以降の付加保険料は納付済みであること、制度上、付加保険料を遡って納付することはできないこと、当該期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年4月まで

私は、昭和55年8月まで勤めていた会社を退職した後に、A区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。

会社を退職した後は、その都度、国民年金への切替手続を行ったはずであり、21か月もの長期間にわたり保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立期間に係る加入手続を行った時期についての記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和54年8月6日に被保険者でなくなった後に被保険者となったのは57年8月21日と記載されており、申立期間に被保険者となった記載は無く、B村役場作成(現在は、C市役所D庁舎)の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は被保険者期間になっていないこと、申立人は、現在所持する二冊の手帳以外の手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの期間、54年7月から56年3月までの期間、56年6月から57年3月までの期間、61年4月から同年9月までの期間及び63年5月から平成10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月から同年12月まで
② 昭和54年7月から56年3月まで
③ 昭和56年6月から57年3月まで
④ 昭和61年4月から同年9月まで
⑤ 昭和63年5月から平成10年12月まで

私の義父は、昭和53年頃に私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料の納付が困難な時期は妻が免除手続きを行い、そのほかの期間は義父母又は妻が夫婦二人分の保険料を納付しており、未納期間は無いはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を自身又は両親が納付したと主張しているが、納付時期や納付場所についての妻の記憶は定かでなく、義父母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は5つと多数で、合計168か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、行政側の記録誤りが続くことは考えにくい。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人の妻及び義父母が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの期間、54年7月から56年3月までの期間、56年6月から57年3月までの期間、61年4月から同年9月までの期間及び63年5月から平成10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月から同年12月まで
② 昭和54年7月から56年3月まで
③ 昭和56年6月から57年3月まで
④ 昭和61年4月から同年9月まで
⑤ 昭和63年5月から平成10年12月まで

私の父は、昭和53年頃に私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料の納付が困難な時期は免除手続きを行い、そのほかの期間は両親又は私が夫婦二人分の保険料を納付しており、未納期間は無いはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身又は両親が納付したと主張しているが、納付時期や納付場所についての申立人の記憶は定かでなく、両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は5つと多数で、合計168か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、行政側の記録誤りが続くことは考えにくい。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人及び両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月20日から同年9月1日まで
② 昭和35年10月31日から38年6月21日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A農業協同組合に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が農林漁業団体職員共済組合員期間となっていないことが分かった。

私は、昭和35年6月20日から38年6月21日まで、A農業協同組合に組合長として勤務していた。国（厚生労働省）の記録では、同組合に勤務した期間のうちの2か月間だけが農林漁業団体職員共済組合に加入しているが、勤務期間中は同じ勤務時間で勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が農林漁業団体職員共済組合員期間となっていないことに納得がいかない。

調査の上、申立期間を農林漁業団体職員共済組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、及び申立期間②のうちの昭和35年10月31日から38年5月15日までの期間については、A農業協同組合の商業登記簿、申立人が所持する叙勲受章資料及び申立人が氏名を記憶している同組合の元監事の証言などから、申立人が当該期間において同組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A農業協同組合の業務承継団体であるB農業協同組合は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務状況及び掛金の控除については不明である。」と回答している上、農林漁業団体職員共済組合が保管する「A農業協同組合に関する団体加入者一覧表」において確認できる元

職員 11 人は、いずれも所在が不明のため照会することができないことから、申立人の当該期間における具体的な勤務実態及び農林共済掛金の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「前任の組合長も自身と同様に常勤であった。」としているところ、当該前組合長が農林漁業団体職員共済組合に加入しているのは理事就任期間の一部期間のみであることが確認できる。

さらに、申立人は、C 地区内の農業協同組合のうち、A 農業協同組合以外の組合長の氏名を挙げ、「他の組合長も自身と同様に常勤なので、農林共済に加入していたと思う。」としていることから、当該 11 人の組合長の年金加入記録について調査したところ、理事就任期間の全期間について農林漁業団体職員共済組合に加入していた者は 4 人である一方で、残りの 7 人のうちの 3 人は、就任期間の一部期間について同共済組合に加入していたが、4 人については同共済組合の加入記録が無い。

加えて、C 地区内に所在した D 農業協同組合の元職員は、「昭和 41 年 3 月に C 地区内の農協が合併するまでは、各農協の組合長の年金の加入の取扱いについては、各農業協同組合によって違っていたと思う。」と証言していることから、当該期間当時、A 農業協同組合についても、他の農業協同組合と同様に、勤務する組合長を必ずしも一律に農林漁業団体職員共済組合に加入させてはいなかったことがうかがえる。

2 申立期間②のうち、昭和 38 年 5 月 16 日から同年 6 月 21 日までの期間については、申立人が、当該期間当時、A 農業協同組合に勤務していたことを確認できる資料は無く、B 農業協同組合は上記のとおり回答している上、A 農業協同組合の元職員についても上記の理由により照会することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

3 申立人は、いずれの申立期間についても、農林漁業団体により給与から掛金を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても掛金が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における農林共済掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間①及び②に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年5月29日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、3度にわたり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

最近になってA社B工場における厚生年金保険被保険者期間が新たに見つかった。しかしながら、当該被保険者期間は、私が記憶している同社B工場での勤務期間と相違している上、一部期間は、C社D工場に係る被保険者期間及び申立期間と重複している。また、申立期間後に勤務したE社F工場に係る資格取得日にも誤りがあり、これほど厚生年金保険の記録が間違っているのであれば、申立期間に係る脱退手当金支給記録も間違っている。

A社G工場と一緒に勤務した元同僚に、私の脱退手当金の受給の状況を聴取し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社G工場における申立人と同時期に退職した脱退手当金受給資格者のうち、脱退手当金の支給記録のある全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年6月12日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に

基づき平成 21 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな資料として、申立人が申立期間直後に住み込み勤務をしていたことをその当時の住み込み先及び住み込み先の近所の商店が証明する書類を提出したが、いずれの資料も、申立人の申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳の記載事項が事実と異なっていると再調査の申立てを行ったが、上記内容は、申立人の申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められない上、ほかに新たな資料の提出は無く、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、A 社 B 工場における厚生年金保険加入記録が最近になってようやく見つかったこと、当該加入記録の被保険者期間のうちの一部期間は C 社 D 工場における被保険者期間及び申立期間と重複していること、申立期間後の E 社 F 工場における被保険者資格の取得日も最近になって訂正されたことから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録についても間違っており、申立期間当時、一緒に勤務していた元同僚に、自身の脱退手当金の受給状況を聞いてほしいと主張している。

しかしながら、それらの申立人に係る記録管理の不備をもって、申立期間に係る脱退手当金の支給記録の信用性を否定するものとはまでは言えず、当該元同僚は、「申立人が脱退手当金を受給したかどうかは分からない。私も、A 社 G 工場を退職後、脱退手当金が支給されたことになっている。受給した記憶は無いものの、当時の家庭の状況を考えると、脱退手当金を受給したのではないかと思う。」と証言しており、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 47 年 4 月 14 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、現物給与が含まれていないことが分かり、その後、年金事務所へ照会したものの、国（厚生労働省）の記録どおりであるとの回答を受け取った。

申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）では、金銭による報酬のほかに、現物による給与も支給されていたので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「金銭による報酬のほかに、寮費、食事代、慰安旅行代、自身の医療費、制服のクリーニング代、帰省時及び慶弔時の出費、茶道の授業料、クリスマス会の会費、帰省時のお土産が現物給与として支給されていた。」と申し立てているが、日本年金機構は、「申立人が現物給与として挙げたもののうち、報酬として取り扱われるものは、寮費及び食事代である。」と回答している。

また、B事業所は、「当時の資料が保管されていないため、申立期間当時、現物給与を支給していたかどうかは不明である。」と回答している上、同事業所の事務を受託している税理士事務所は、「当事務所は、B事業所がA事業所であった頃から事務を受託しているが、当時の資料は保管されていない。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、Cさんという事務長が給与計算や社会保険関係の事務を担当していた。」と証言しているところ、オンライン記録に

において、A事業所の厚生年金保険被保険者を調査したところ、申立人が名字を挙げる者と同姓の厚生年金保険被保険者が一人確認できるものの、当該被保険者は既に亡くなっており照会することができない。

加えて、オンライン記録から、A事業所において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員18人の、当該期間における標準報酬月額、1万2,000円ないし3万9,000円であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が、他の元従業員と比べ不自然に低額であるとは言えない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。